

保育所における医療的ケア児の 災害時対応 ガイドライン

こどもまんなか
こども家庭庁

令和6年3月

もくじ

- 医療的ケア児やその関係者の命を守るために -	1
I. はじめに.....	2
1. ガイドラインのねらい	2
2. 業務継続計画（BCP）とは.....	4
II. 平常時の備えについて	7
1. 医療的ケア児の基本情報	7
2. 災害リスクの把握.....	8
3. 災害対応体制構築.....	9
4. 安否確認	9
5. 人員確保	10
6. 保護者との連携.....	10
7. 地域のつながり	10
8. 関係者・関係機関との支援体制の構築	11
9. 安全対策・点検.....	12
10. 避難について	12
10-1. 避難経路	12
10-2. 避難場所	13
11. 災害対策備品整備	14
11-1. 医療機器	14
11-2. 衛生用品	18
11-3. 非常食	18
11-4. 服薬管理	19
12. ライフラインの対応策	19
12-1.停電時における電源確保等	19
12-2.断水時の水の確保.....	21
III. 災害時の対応 ~想定にとらわれずに行動する~	22
1. 災害発生 -身の安全を守る-	22
1-1. 避難情報.....	22
1-2. 医療機器の確認	23
2. 発災直後	23
2-1. 災害情報の確認	23

2-2. 安否確認・引き渡し	24
IV. 業務の継続	25
1. 非常時の開所等の検討・判断について	25
2. 安否確認の継続・集約	25
3. 施設建物・設備の被害箇所と記録	25
V. 業務継続計画(BCP)の検証	26
1. 業務継続計画(BCP)の検証の継続	26
2. 教育・訓練の実施	26
3. 業務継続計画(BCP)の見直し・改善	27
VI. おわりに	28
参考資料	29

参考 業務継続計画（ひな形）

- 医療的ケア児やその関係者の命を守るために -

令和3年「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の附則において、「政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされました。「保育所等における医療的ケア児の受け入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究」（以下、調査研究）において、災害等の発生に備えたBCP計画（業務継続計画）の策定状況は35.6%、そのうち「医療的ケア児を念頭に置いた記載内容はない」という回答が49.0%であり、医療的ケア児の災害対応の推進が求められています。

医療的ケア児は子どもの状態や特性により、災害時において電源確保が必要になることや移動手段が限られることなど、災害時において留意すべき事項があり、業務継続計画(BCP)の策定を通して平常時より災害時の対応について検討し、備えておく必要があります。特に電源確保については、停電による医療機器の停止が子どもの命に直結します。調査研究では、災害時に備えた医療的ケア児に必要な電源確保状況において、21.2%が確保しており、施設で購入している割合は54.4%でした。このことから、国においては、令和5年度補正予算「医療的ケア児保育支援事業」において、災害対策備品整備の加算を創設し、1施設あたり10万円の財政支援を行ったところです。

医療的ケア児の災害対応を検討する上では、保育所にいる看護師、保育士のみならず医療的ケア児の関係者・関係機関、地域の協力が不可欠です。本ガイドラインに基づく業務継続計画(BCP)の策定を起点として、医療的ケア児の関係者・関係機関、地域の皆で災害時の対応を検討することにより、計画策定にとどまらない支援のつながりの構築により保育所における医療的ケア児の災害対応の推進を期待します。

令和三年法律第八十一号

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようになるため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

I. はじめに

1. ガイドラインのねらい

災害時の対応には平常時の備えが大切です。保育所保育指針においても、災害発生時の対応体制及び避難への備えとして、「火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。」と記載しています。保育所等により周辺環境や在園児の特性が異なるため、保育所の周辺環境から災害リスクを想定し、在園児の特性に合わせて適切な災害対応を検討する必要があります。特に、医療的ケア児については、停電時における医療機器のための電源確保が必要になる等、医療的ケアの内容や子どもの特性に応じた個別性の高い支援が求められます。さらに、各保育所においては、災害時における医療的ケア児等への対応とその後の業務の継続についても検討しておく必要があります。

本ガイドラインでは、保育所等が在園する医療的ケア児の災害対応について検討する際に業務継続計画(BCP)作成時の参考となるよう保育所における医療的ケア児のための災害対応における留意点をまとめました。医療的ケア児の災害対応にあたっては、保育所および市町村をはじめ医療的ケア児の関係者・関係機関や地域の方々がよく話し合い平常時より業務継続計画(BCP)の検討・作成を行いましょう。

本ガイドラインにおいては、保育所における医療的ケア児について配慮が必要と考えられる留意事項を取りまとめておりますが、医療的ケア児は子どもの状態やひとりひとりの特性に応じた個別性の高い支援が求められることから、本ガイドラインの記載事項がすべての子どもに当てはまるわけではありません。在園する医療的ケア児の状態、特性について保育士・看護師・主治医・自治体職員・保護者等の関係者が災害時を具体的にイメージして必要となる支援についてよく話し合い、行政および医療・福祉・防災等の関係機関と連携し、子どもひとりひとりの状態、特性に応じた対応策を検討しましょう。

本ガイドラインの目的は、業務継続計画(BCP)の策定を進めることだけでなく、業務継続計画(BCP)の策定を起点として、在園する医療的ケア児の関係者・関係機関及び保育所周辺の地域の方々が集まり支援のつながりを生むことにあります。業務継続計画(BCP)の策定をとおして医療的ケア児の支援のつながりを構築しましょう。

また、業務継続計画(BCP)は、作成後も避難訓練等により検証を行い、継続的に検討・修正を行うことにより、在園する医療的ケア児の状態や特性に即した内容へと発展させることができます。災害時のシミュレーション動画や過去の被災経験から学び、避難訓練等の実施により災害時をできるだけ具体的にイメージすることにより、実効性のある計画策定に繋がります。

平成二十九年三月三十一日 厚生労働省告示第百十七号 保育所保育指針

4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

(3) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

2. 業務継続計画（BCP）とは

BCP とは、Business Continuity Plan の略で、業務継続計画と訳されます。内閣府「事業継続ガイドラインーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応ー平成 25 年 8 月改定)」では、以下のとおり定義されています。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

保育所等は、子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な施設となっており、非常時においても継続的なサービスが求められることが想定されます。そのために、まずは保育所の職員等、利用することもや保護者の災害対策等に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整えることが重要です。

業務継続計画(BCP) は、災害時等の非常時を前提として業務を継続するために必要な事項を明確にします。その必要な事項について、ライフラインが制限されている状況や、平常時より職員が少ない状況であっても継続できるように、事前に準備を行うために作成します。

厚生労働省においては、保育所を含む「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」を以下のとおり示しております。本ガイドラインにおいては、令和4年3月31日「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」をもとに特に医療的ケア児の受け入れを行う保育所等が留意する点について記載致しました。

業務継続計画（BCP）作成にあたっては、本ガイドラインと合わせて「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」を参照しましょう。

令和4年3月31日「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6666f757-7772-4156-9835-2c8bca59be64/f1af1668/20231013_policieskosodateshienchousasuishinchosar03-02_s2.pdf

災害が発生すると、「施設の倒壊」「電力供給等のインフラの停止」「避難や災害対応等による人手不足」等により、通常通り業務を行うことが困難となることが予想されます。あらかじめ災害時の対応策を検討し、災害時における優先業務の実施を想定して、計画書としてまとめておきましょう。

業務継続計画(BCP)と防災計画の違い

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」にあります。しかし、その目的は BCP の目的の大前提となっています。BCPにおいては、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または早期復旧することを目指しております。両方の計画には共通する部分もあり、親密な関係にあります。

これまでの防災計画にさらに災害後の業務の継続を加え検討を進めることが重要です。

[参考] 個別避難計画について

市町村においては、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者について、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならぬとされています。

平成25年5月の「災害対策基本法」の一部改正により、「避難行動要支援者名簿」に関する規定が新設され、高齢者や障害者などの「要配慮者」のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であつて、避難のために特に支援が必要な方である「避難行動要支援者」について避難支援等を実施する基礎とするための名簿を作成することが、市町村の義務とされております。さらに、その取組みを実効性のあるものとするため、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画は、「避難支援等」を実施するための計画とされており、「要配慮者」の避難などの避難情報の伝達、安否の確認、避難所などへの避難に同行することなどであり、そのほか、避難訓練を実施することなど平時における取組みも含まれるものです。

市町村においては、「要配慮者」には高齢者や障害者のほか医療機器の装着等により避難の際に支援が必要となる医療的ケア児も対象となりうる点に留意し、管内保育所に在園する医療的ケア児について、「避難行動要支援者名簿」への記載及び「個別避難計画」の作成について市町村の担当課と相談等を行いましょう。

また、保育所等は、在園する医療的ケア児の「避難行動要支援者名簿」の記載又は記録及び「個別避難計画」の作成状況を市区町村や保護者と確認しましょう。

災害対策基本法

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならぬ。

II. 平常時の備えについて

1. 医療的ケア児の基本情報

災害時においては、避難先や医療機関等へ医療的ケア児の基本情報を伝えることが想定されます。子どもの状態や特性を正確かつ速やかに伝える備えをしましょう。

保育所等において把握している医療的ケア児の基本情報や保育記録のほか、医師の指示書や診療情報等の医療機関等を利用する際に必要となる情報も合わせて備えておきましょう。

書面の取りまとめの他、マイナポータル等のオンラインによる情報管理の活用や保護者の方にクラウド上に保存して頂く等の方法も有効です。基本情報については最新の情報であるよう適宜更新を行いましょう。

特に医療的ケア児が備えておくべき基本情報

- ・医療的ケアの内容
- ・かかりつけの医療機関・担当医師
- ・介助の有無
- ・食事の形態
- ・服薬情報
- ・通所施設等の関係機関
- ・アレルギーの有無

証明書類等

- ・医師の指示書・意見書
- ・健康保険証（写し）、資格確認書（写し）※令和6年12月2日以降
- ・身体障害者手帳（写し）、
- ・母子健康手帳（写し）
- ・お薬手帳（写し）

基本情報のとりまとめ（例）

山口県では、災害時に避難先や病院で、医療関係者等の支援者が医療的ケア児の基本情報や日常生活について知ることが出来るツールとして、「医療的ケア手帳」を示しています。

「医療的ケア手帳」

山口県障害者支援課

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/46763.pdf>

オンラインによる情報管理の活用

子どもの状態や特性を正確かつ速やかに伝える手段として、平常時より保護者等と相談の上、オンラインによる情報管理も活用しましょう。

マイナポータル

医療的ケア児のご家族等のスマートフォンからマイナポータルにログインすることにより、医療的ケア児の医療情報を確認することやPDF等の形式でダウンロードすることができます。災害時にはこうした情報を医療関係者に提示し、普段飲んでいるお薬等のデータを共有することができます。

「医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)」

「医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)」は、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関(特に、救急医)が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。かかりつけの病院以外でも医療等に関する情報を共有できます。

医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)について こども家庭庁

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html

2. 災害リスクの把握

業務継続計画(BCP)を作成する上で重要なことは、施設等が有する自然災害のリスクを適切に把握することです。調査研究において、保育所等の立地は「浸水想定区域」34.7%、「津波災害警戒区域」7.5%、「土砂災害警戒区域等」4.5%、「その他」の警戒区域は3.5%であり、警戒区域等にある保育所等は50.2%に上りました。

「防災ポータル」をはじめ国や市町村が公表している最新の「ハザードマップ」や国土交通省又は都道府県が公表している「洪水浸水想定区域図」「雨水出水浸水想定区域図」「高潮浸水想定区域図」「津波浸水想定」「津波災害警戒区域図」「土砂災害警戒区域図」等を参照し、想定されている災害種別や災害の大きさ等を記載しましょう。洪水や土砂災害等複数種別の災害リスクが想定される場合には、それぞれの災害リスクについて整理して記載する必要があります。

医療的ケア児は移動の介助や医療機器のための電源確保が必要になる等の影響が想定されます。ライフラインが制限された状況下における対応方法について時系列で整理しておきましょう。

災害はいつどこで起こるかわかりません。園外活動中等に被災した場合も考慮し、検討し

ましょう。

「防災ポータル」

国土交通省

「いのちとくらしをまもる防災減災」を一人ひとりが実行していくための防災情報ポータルサイト。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>

「ハザードマップポータルサイト “身のまわりの災害リスクを調べる”」

国土交通省・国土地理院

災害リスク情報や防災に役立つ情報を、全国どこでも重ねて閲覧できる web 地図サイト。

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

3. 災害対応体制構築

迅速かつ確実に避難を完了させるためには、それぞれの役割ごとの適切な人員と責任者を配置する必要があります。役割ごとの配置人数や責任者（リーダー）を記載しましょう。

夜間等、勤務している保育所職員の人数が少ない場合は、迅速に参集が可能な職員等を緊急参集者として定めておく必要があります。

また、保育所職員だけでは医療的ケア児の避難支援要員を確保することが容易ではない施設も想定されることから、地域の方や医療的ケア児の家族、その他関係機関等の外部の避難支援協力者の協力体制を確保することが重要です。

4. 安否確認

在園する医療的ケア児について、安否確認方法を複数準備しておきましょう。在園児が保育所内、園外保育中の場合を想定して把握方法を検討するとともに安否確認の結果を取りまとめましょう。保育所内や園外保育中の在園児の安否確認が優先されますが、在園児が在宅の場合にも、安否確認ができるよう方法を検討しておきましょう。

安否確認の結果について、自治体等との情報共有を行う等、災害時においては関係機関との連携が重要です。安否情報の提供や情報共有についてあらかじめ連携体制を構築し、保護者の同意を得ておく等備えましょう。

例) メールやメッセージツール、災害伝言ダイヤル、電話、貼り紙等、複数の手段により安否確認方法を決めておく

5. 人員確保

保育所を開所するために必要な人員のみでなく、医療的ケアや移動に必要となる人員確保についても検討しましょう。あらかじめ公共交通機関の運行停止等、施設へのアクセス状況が滞っている状態を想定して、居住地から徒歩等で出勤可能な人員数や出勤にかかる時間を把握しておきましょう。家族の負傷や自宅に被害がある場合等出勤できないケースも想定し、非常時の医療ケア提供体制について、他の施設等と連携して、協力できる体制をあらかじめ整えておくことが重要です。検討の際は、地域のどのような施設があり、誰が、何を支援してくれるか、保育所はどのような手段で支援を依頼するかといった点を具体的に確認し、あらかじめ対応の承諾を得ておく必要があります。

また、喀痰吸引等研修などを保育士等が受講し、平常時から当該児童への医療的ケアを行うことができる人員を増やしておくことも緊急時への備えになります。

6. 保護者との連携

災害時においては、在園時のことの安否を確認し、状況を報告する必要があります。あらかじめ伝達方式を決めておき、保護者へ周知しておきましょう。ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)は過去の大震災においても機能した実績があるため、活用の検討が推奨されます。

災害時においては、子どもを医療機関へつなぐ場合等について、子どもの情報を関係機関に共有することが想定されます。災害時における個人情報の取扱いについてあらかじめ保護者の同意を得ておくようにしましょう。

また、被災時においては、保護者への引き渡しが可能か、保育の継続を行うか、別の場所への避難が必要となるか等、状況に応じて判断することとなります。あらかじめ、保護者の緊急連絡先を把握し、引き渡し方法について認識合わせをしておきましょう。医療的ケア児の災害時の対応方法については、保護者をはじめ関係機関とよく話し合い、業務継続計画(BCP)の作成や修正なども併せて行いながら、対応方法について情報を共有しましょう。

7. 地域のつながり

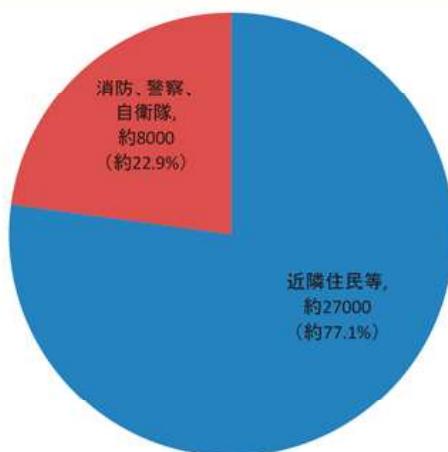
保育所等において医療的ケア児が在園していることを地域の方に知っておいていただくことも重要です。大規模な災害時においては、行政や関係機関等が機能できない事態も想定されます。6,400人以上の死者・行方不明者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されており、消防、警察及び自衛隊によって救出された者は約2割であるという調査結果があります。(図表1)。

業務継続計画(BCP)の作成をとおして、保育所の隣近所や地域の方々と災害時の対応について話し合い、地域のつながりによる支え合いの体制構築に努めましょう。

例) 滋賀県甲賀市では、年度始めに、保育所近隣住民への挨拶と有事の協力依頼のための訪問を実施しています。日頃から、地域に向けて、園だより等で避難訓練や行事の予定を知らせたり、地域住民を保育所に招いて交流事業（栽培活動や焼き芋等）を実施したりして、日ごろから関係性を深める取組みを行っています。

平成 26 年版 防災白書 | 図表 1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数より

図表 1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



推計：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号参照。ただし、割合は内閣府追記。

8. 関係者・関係機関との支援体制の構築

医療的ケア児の災害対応には、様々な関係者及び関係機関との連携が必要となります。

医療的ケアを考慮した避難先に関して、まずは主治医等と相談して、対応可能な施設候補を整理しましょう。その上で、保育所における医療的ケア児の災害対応について、下表に示されるような関係者・関係機関と一緒に検討し、共有しましょう。また、医療的ケア児を支援する関係者・関係機関と災害時の支援体制について話し合い、常に連絡を取れる体制を構築しておきましょう。避難訓練や関係者会議等も活用し、日頃より組織の垣根を越えて顔の見える関係を構築しておくことが災害時の安全に繋がります。

[想定される関係者・関係機関]

関係者	関係機関
保護者	行政機関
保育士	近隣保育所
看護師	地域の自治会等

保育所の嘱託医	医療機関
主治医・かかりつけ医	災害拠点病院
保健師	医療的ケア児支援センター
行政職員	児童発達支援センター
医療的ケア児等コーディネーター	訪問看護ステーション
医療機器取扱従事者	避難所・福祉避難所
療育支援員	医療機器メーカー
等	等

9. 安全対策・点検

災害への備えとして、施設の安全点検を定期的に行うとともに、消防設備や火気使用設備の整備及び点検を定期的に行なうことは安全の基本です。また、保育所等における医療的ケア児の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な整備を確保しておく必要があります。

風水害は地震や火災とは異なり発災までの時間が様々であることから、早めの避難が原則となります。施設利用者の身体的負担の軽減や避難支援者の労力軽減、避難時間の短縮等を図る方法を確保しておくことが必要です。

エレベーターは平時の移動方法としては確保しておくことが望ましい一方で、地震や火災の際には、閉じ込められる危険や避難が完了する前に停電等が発生する可能性もあります。こうした事態への対応方法として、エレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車いす等を保育士・看護師等が持ち上げることも想定した階段幅の確保等が考えられます。

避難に必要な設備については、医療的ケア児や移動を支援する保育士・看護師等の身体的負担や避難に要する時間等を考慮し、避難訓練の結果等も参考にして個々の施設の特性に応じたものを選択する必要があります。

停電対策として非常用電源装置を備える場合には、浸水を防ぐための設備として、土のうや止水板といった浸水防止用設備が考えられます。なお、非常用電源を設置する場合は、稼働時間に応じた燃料の確保にも留意が必要です。

また、保育所のバリアフリー化や平常時からの整理整頓等は、防災の観点からも重要な安全対策です。

10. 避難について

10-1. 避難経路

医療的ケア児は長距離の移動、長期間の避難にリスクを抱える場合があるため、避難の際に平時以上に時間を要することを想定し、可能な限り近距離の避難先・移動に負荷をかけない避難経路の確保が一層重要となります。災害時にはあらかじめ決めておいた避難経路が

使えなくなることも考慮し、避難場所まで最も短時間で、医療的ケア児が安全にたどり着ける避難経路を複数決めておきましょう。

ハザードマップ等には、避難経路となる道路のほか、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等が記載されている場合があります。こうした情報を参考にするとともに、降雨時に施設周辺の排水状況や道路を現地確認した上で、安全な避難経路を設定しましょう。なお、その際、浸水しやすいアンダーパスとなっている道路を避けることが必要です。河川が氾濫していくなくても、排水ができずに道路が浸水することも考えられるため、可能な限り標高が高い道路を選択しましょう。

避難経路は、実際に医療的ケア児と移動して確認しておきましょう。車いすやストレッチャー、階段昇降機や担架の使用が考えられます。車両については、福祉車両や一般車両等を使用することが考えられます。こうした避難方法にあわせて、避難支援のための人員も適切に配置する等、様々な避難方法を想定しておくことが重要です。また、災害時においては通常と異なる状況で事態の把握が困難となり、子どもの不安が強くなったり、パニックになる場合があります。普段より避難訓練等を通じて、避難行動に慣れておくようにしましょう。定期的に避難訓練を行うことにより避難経路の検証・更新を行うことも重要です。

10-2. 避難場所

避難の実効性を確保するためには、災害の種別に対応した避難先を具体的に定めておく必要があります。避難先は、災害の種別によって異なる場合があります。洪水と土砂災害は降雨を起因としているため避難先は同一の場所になることも想定されますが、高潮は暴風、津波は地震を起因としており、避難先が変わる場合もあるので留意が必要です。

加えて、医療的ケア児の避難を想定して以下の点にも留意しましょう。

- ・耐震補強実証済み、バリアフリーの建物であること
- ・非常用電源の備えがあること
- ・暖房器具や車いす等の備えがあること
- ・夜間照明・情報機器があること

医療的ケア児等の要配慮者への支援体制が整備される福祉避難所の活用も有効です。福祉避難所の開設に関してあらかじめ自治体へ確認し、福祉避難所における要配慮者の支援に必要な物資・器材や、専門的な技術を有する人材の確保、要配慮者の移送手段の確保について、関係者・関係機関等において予め協議をしておきましょう。

福祉避難所について

福祉避難所は医療的ケア児を含む要配慮者のための支援体制が整備された避難所であり、市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福

祉避難所の施設管理者に開設を要請することとされています。

令和3年5月 福祉避難所の確保・運営ガイドライン

内閣府政策統括官（防災担当）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html

災害対策基本法施行令

福祉避難所は、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、以下のように規定されています。

災害対策基本法施行令 第20条の6第5号

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

災害対策基本法施行規則 第1条の9

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

11. 災害対策備品整備

医療的ケア児に必要となる備品は子どもひとりひとり異なります。子どもの状態や特性に合わせて、災害時に必要な備品を検討しましょう。保護者と話し合い必要な備品を整理するとともに、誰がどのような手段で備品を準備・管理するのか具体的な対応方法について認識合せをしておきましょう。災害時の持ち出しだけでなく、避難所に予め整備しておく等、自治体、避難所等の関係機関と連携しましょう。

11-1. 医療機器

子どもの医療的ケアの内容に合わせて、保護者と話し合い、医師・看護師等話し合いの上

必要な医療機器を備えましょう。医療的ケア児の備品については、持ち出す機器や取り扱い方法を写真で示しておく等、災害時において誰でも持ち出す備品がわかるように準備することも有効です。

使用している医療機器については、あらかじめ災害時の対応方法について各医療機器メーカーに問い合わせ情報を得ておきましょう。

人工呼吸器を使用する医療的ケア児

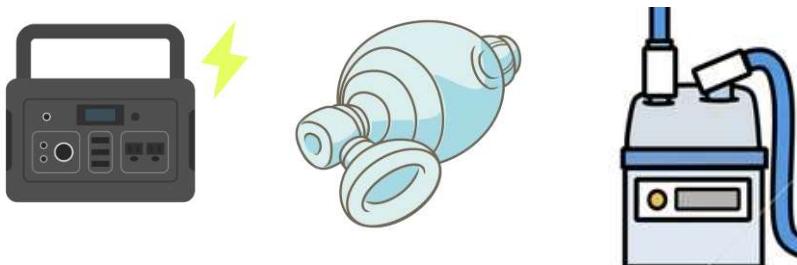
災害時に、充電場所までの時間等を考慮して外部バッテリーで継続的に人工呼吸器が駆動できるか確認をしましょう。人工呼吸器の多くの機種は自動変圧機能が搭載されています。事前に何Vの自動変圧に対応しているか把握しておきましょう。

また、内部バッテリーと外部バッテリーの併用で、どれくらいの時間対応できるかをあらかじめ確認しましょう。

- ・外部バッテリー
- ・無電池呼吸器（蘇生バック等）
- ・加温加湿器
- ・予備の呼吸回路一式

<物品のイメージ>

外部バッテリー 蘇生バック 加温加湿器



吸引器を使用する医療的ケア児

シガーライターケーブル等を利用して車から電源確保をすることもできます。

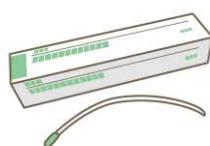
- ・外部バッテリー
- ・手動式吸引機、足踏み式吸引器
- ・吸引チューブと注射器（シリンジ）
- ・予備の吸引チューブ

<物品のイメージ>

手動式吸引機



吸引チューブ



在宅酸素療法中の医療的ケア児

酸素ボンベを使用しているこどもについては、予備の酸素を用意し、酸素の残量がなくなった場合には切り替えができるようにしておきましょう。また、在宅用液体酸素装置を使用している場合には、親器から子器への充填方法を習得しておきましょう。

- ・携帯用酸素ボンベ
- ・予備の酸素ボンベ
- ・予備のカニューレ
- ・予備の延長チューブ
- ・在宅用液体酸素装置（親機）

<物品のイメージ>

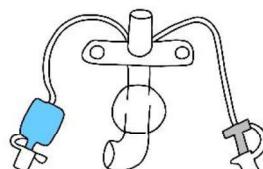
携帯用酸素ボンベ



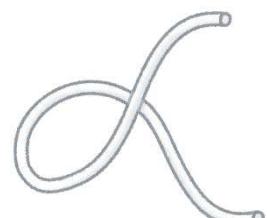
酸素ボンベ



カニューレ



延長チューブ



経管栄養が必要な医療的ケア児

- ・経管栄養材
- ・経管注入用の水

<物品のイメージ>

経管栄養材



低体温になりやすい医療的ケア児

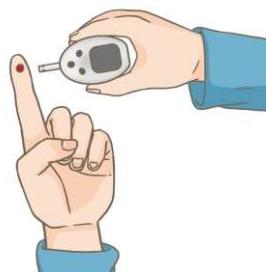
- ・電気毛布、予備の毛布
- ・湯たんぽやカイロ

血糖管理や特殊ミルクが必要な医療的ケア児（1型糖尿病や代謝性疾患）

- ・予備のインスリン
- ・予備の血糖測定用センサー・針・アルコール綿
- ・インスリン注入用注射器
- ・予備の特殊ミルク
- ・低血糖対応用のブドウ糖

<物品のイメージ>

血糖測定用センサー・針



その他の備品（例）

- ・体温計
- ・血圧計
- ・懐中電灯

- ・パルオキシメーター
- ・延長コード

<物品のイメージ>
パルスオキシメーター



11-2. 衛生用品

長期化する避難所生活においては、感染症が流行しやすい環境となる可能性があります。医療的ケア児の中には易感染性であるこどももいることから、避難所生活においてはマスクの着用や衛生管理を行い、感染対策等に努めましょう。また、衛生環境の悪化が体調に影響を及ぼすリスクを想定して、衛生用品を備えましょう。

例) 減菌手袋、防護服、フェイスシールド、消毒液、アルコール、マスク、ガーゼ、ウェットティッシュ、オムツ など

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について

厚生労働省健康局

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>

11-3. 非常食

災害時においても医療的ケア児が食事できるよう、子どもの状態に応じた非常食を備えましょう。また、避難時は保育所の預かり時間より長時間の預かりも想定し、1日3食必要となることも想定し、最低3日分、大規模災害を想定した場合1週間分の備えをしておきましょう。

例) 経管栄養・離乳食・とろみ剤

11-4. 服薬管理

保育所等において服用している薬を災害時用に常備するほか、災害時は帰宅ができないことも想定し、自宅で服用している薬についても保護者および主治医、看護師等に相談の上、備えましょう。薬は定期的に入れ替えるなど、適切に管理が行われるように保護者と連携しましょう。また、最低3日分、大規模災害を想定した場合には1週間分を用意しておくことが望ましいです。これらの薬に対する医師の指示は入園時の意見書等で普段の服薬状況を記入してもらうと良いでしょう。

また、医療的ケアの内容や発達段階により、服薬に必要な物品も異なります。服薬用ゼリーやスプーン等の備蓄の管理についても、保護者や主治医と決めておきましょう。

例) 子どもの荷物に、朝や夕に自宅で内服している薬や服薬時に使用する物品をまとめて入れておいてもらい、保護者に適宜薬の入れ替えを管理してもらう。

12. ライフラインの対応策

停電、断水、ガスの停止等、ライフラインの停止は医療的ケアの継続が困難となることから子どもの命に直結します。ライフラインが寸断された場合において、どのように医療的ケアを継続するか電源確保等の対応策をあらかじめ検討し、備えましょう。

災害時においては、最新のライフライン情報を適宜確認できるよう各ライフラインの現時点の情報の確認方法を控えておきましょう。

「防災ポータル」 ライフライン情報

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/helpful07/index.html>

12-1. 停電時における電源確保等

人工呼吸器や吸引器等の電源を必要とする医療機器を使用する医療的ケア児にとって、停電時の備えが不可欠です。災害時においても医療的ケアを持続するために平常時より電源確保の方法を検討しましょう。また、電気を使わない機器の使用もあわせて検討しましょう。

あらかじめ地域の電力会社の問い合わせ先や災害時の情報について確認しましょう。電力会社の停電情報アプリに登録しておく等、災害時においては、適宜停電時の情報把握に努めましょう。

外部電源の確保

・外部バッテリー

医療機器ごとに各機器専用の外部バッテリーを準備します。災害時には長期間に及ぶ

停電が発生する可能性があります。バッテリーの作動時間をあらかじめ確認の上、複数のバッテリーを準備しておきましょう。また、メーカーの保証期間を確認し、経年劣化のないよう適切に交換しましょう。停電時を想定して、外部バッテリー等への切り替えの操作等をあらかじめ試しておきましょう。

・蓄電池

蓄電池は、平常時に充電することにより非常用電源となります。無停電電源装置(UPS)の活用を検討しましょう。

・発電機

発電機を運転させる際は、一酸化炭素中毒を起こさないように、室外にて発電を行いましょう。取扱説明書でオイル交換の時期を確認する等のメンテナンスを行い、保証期間も把握しておくようにしましょう。

「医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル第3版」

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cooperation/shinsai_manual.pdf

自動車からの医療機器への電源確保

多くの電動車は、外部給電機能を備えており、災害時に「移動式電源」として活用できます。台風や地震などによる災害発生時には、停電が発生する恐れがありますが、電動車を「移動式電源」として活用することにより、避難所等に給電することができる場合があります。令和元年房総半島台風（第15号）による停電の際には、自動車メーカー等が被災地に電動車を派遣し、外部給電機能を活用した活動が行われました。国土交通省においては、医療機器についても停電時に避難所等において電動車から給電したいという要望を受けて、令和3年度に「災害時における電動車から医療機器への給電活用マニュアル」を策定し、令和4年度に国立成育医療研究センターと連携し、川崎市において電動車から医療機器への給電実証を行っています。

以下のマニュアルも参考に自動車から医療機器への電源確保も検討しましょう。

災害時に電動車は非常用電源として使えます 国土交通省

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000463.html

災害時における電動車から医療機器への給電活用マニュアル 国土交通省・経済産業省

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001617494.pdf>

例) 川崎市

川崎市においては、“医療的ケア児者への電源確保事業”があり、大規模災害発災による停電時の緊急対応として、人工呼吸器を装着している医療的ケア児者に対し、川崎市が用意するプラグインハイブリッド車から、医療機器の外部バッテリーへの充電を行っています。

自治体や周辺施設で実施されている取組みも把握し、災害時の電源確保対策を検討しましょう。



電気を使わない方法

電源確保ができないことも想定し、手動式の医療機器の使用もあわせて検討しましょう。平常時より使用方法を把握し、使い慣れておきましょう。停電時に作業を行うことも想定し、手元を照らす懐中電灯などの照明器具を合わせて準備しておきましょう。

- ・人工呼吸器の代わりに蘇生バッグを使用
- ・加温加湿器の代わりに人工鼻を使用
- ・酸素濃縮器から酸素ボンベに交換
- ・吸引器の代わりに足踏み式吸引器、手動式吸引機、シリンジを使用

12-2.断水時の水の確保

ペットボトル等の飲料水を備蓄しておきましょう。また、自治体の給水拠点等を給水マップ等で確認し、場所を把握しておきましょう。水を運ぶためにポリタンクやペットボトルとリュック等を準備しておくと便利です。

令和元年度7月17日紙「災害拠点病院指定要件」の改正において、災害拠点病院においては、貯水や地下水の活用等により、少なくとも3日分の病院の機能を維持できる水を確保することが望ましい旨明示されました。地域の災害拠点病院の活用も検討しましょう。

災害拠点病院指定要件の一部改正について 厚生労働省医政局

<https://www.mhlw.go.jp/content/10802000/000529357.pdf>

III. 災害時の対応 ~想定にとらわれず行動する~

災害時においては、平常時における想定を超える事態となる可能性があります。そのため、災害発生後は情報収集に努め、周りの状況、施設・設備の状態等により、医療的ケア児の災害時の対応においても想定にとらわれない行動が必要です。

発災から時間経過別に備えておくべき対応をまとめましょう。

1. 災害発生 -身の安全を守る-

1-1. 避難情報

令和3年5月20日より避難勧告が廃止され避難指示に一本化されています。警戒レベル4避難指示が発令された場合には、危険な場所から全員避難する必要があります。また、警戒レベル3高齢者等避難が発令された場合には、避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する必要があります。要配慮者を含む医療的ケア児等については自治体から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。



新たな避難情報に関するポスター・チラシより 内閣府（防災担当）・消防庁

一方で、防災気象情報が発表されたとしても必ずしも同じタイミングで避難指示等が発表されるものではありません。このため、要配慮者を含む医療的ケア児等

の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。

防災気象情報と警戒レベルとの対応について 気象庁

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/alertlevel.html>

医療的ケア児は、医療機器の装着や車いすの利用から移動手段が限られる場合があります。抱っこでの移動を助けるバンド類や、担架等の手段も検討しておきましょう。また、移動時に時間を要する可能性も考慮して早めの避難を心がけましょう。

台風や大雨等、気象情報などから情報を入手した場合、事前に閉所等も合わせて検討しましょう。

1-2. 医療機器の確認

医療的ケア児の安否を確認するとともに、医療機器が正常に作動しているか、バイタルサインに異常がないか等のことの状態を確認しましょう。災害により医療機器の破損や回路接続が外れる、緩む等により、生命に危機が及ぶ可能性があります。

地震では、人工呼吸器装着中のこどもは呼吸器と接続部を押さえるようにしましょう。

また、地震や津波等での緊急の避難の場合には、経管で注入中の場合にはただちに注入を止めましょう。津波等での緊急避難の際には人工呼吸器から蘇生バッグに切り替えるなどして避難をします。

園外活動時においては、公園等の避難場所等を確認し、ブロック塀、屋根瓦、自動販売機、ガラス、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどに気を付けて子どもの安全を守りましょう。

2. 発災直後

2-1. 災害情報の確認

情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために必要なものであり、収集する情報の内容やその入手方法、伝達する情報の内容と伝達先等をあらかじめ決めておきましょう。収集する情報としては、防災気象情報や避難情報に加えて、指定緊急避難場所や指定避難所の開設状況や道路の通行止め情報等が考えられます。

想定を超える大規模災害となる可能性もあります。災害時においては、避難経路

や避難場所の状況が時々刻々と変わることを予想し、インターネット等により情報収集を行い、状況把握に努めましょう。その時々の状況を把握し、想定にとらわれず最も安全と思われる行動を選択することが大切です。

主な情報収集の手段

- ・ TV 放送（ケーブルテレビを含む）
- ・ ラジオ放送（コミュニティ FM を含む）
- ・ 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声子局、戸別受信機）
- ・ IP 告知システム
- ・ 緊急速報メール
- ・ X 等の SNS（Social Networking Service）
- ・ 広報車、消防団による広報
- ・ 電話、FAX、登録制メール
- ・ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

2-2. 安否確認・引き渡し

災害の規模や被災状況により、引き渡すか、施設内で安全確保を図るか等の判断が必要となります。災害時には通信手段が途絶え、保護者と連絡が取れなくなる場合も想定し、予め保護者との間で引き渡しルールを決めておきましょう。また、医療的ケア児の安否情報については、必要に応じて情報共有できる体制を整えましょう。

IV. 業務の継続

施設等の安全が確保されたら、通常業務再開の準備を進めます。

避難所にいる場合について、保育所へ医療的ケア児を誘導する場合は、保育所までの経路に危険がないかあらかじめ確認をして、安全な経路で施設に戻るようにします。子どもの状態や所在等については、あらかじめ定めていた方法で適宜保護者に共有するようにします。

1. 非常時の開所等の検討・判断について

保育所が臨時休園等の対応を取るか否かは、保育の実施主体である市区町村が行います。市区町村の指示や事前の取決めなどに従って対応いただくようお願いします。

2. 安否確認の継続・集約

子どもおよび職員の安否確認を継続しましょう。安否情報を集約し、保護者への引き渡しができない医療的ケア児について、関係機関へ引き継ぎ・引き渡しを行うなどの対応を検討しましょう。

3. 施設建物・設備の被害箇所と記録

施設内外の破損状態を確認しましょう。建築の専門知識を持たない者が、被災後の保育所の安全性を確認することは非常に難しいことから、どのような点について確認が必要かあらかじめ専門家とチェックシート等を作成しておきましょう。事前にチェックシート等を作成し、建物の構造等を知ることにより、ひび割れや損傷など構造躯体の被害について、調査すべき箇所を事前に把握することができます。建物等の状況は年々変化することから、年に1回程度チェックシートの更新を行いましょう。

必要に応じて応急危険度判定士等の建築の専門家による建物の安全確認を受けることが重要です。

大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針

内閣府（防災担当）

https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/kinkyuutenken_shishin/index.html

V. 業務継続計画(BCP)の検証

1. 業務継続計画(BCP)の検証の継続

平常時に BCP の策定を行いますが、BCP は一度作成して完了となるものではありません、一般的に PDCA サイクルと呼ばれる Plan-Do-Check-Action のサイクルを実施し、BCP を検証していくことが非常に重要となります。

策定した BCP に基づき計画した事項の実施や備品を購入します。医療的ケア児の避難計画はあらかじめ関係者・関係機関、地域の方々等へ共有し、避難訓練等を計画します。訓練実施後、BCP の課題を洗い出し、BCP の見直しや改善により BCP の更新を行います。

なお、BCP の実現のため、備品購入などの事前対策のための予算を確保する、BCP の取組みを浸透するための訓練を計画する、BCP の検証を行うといったマネジメント活動は、業務継続マネジメント（BCM : Business Continuity Management）と呼ばれています（下図参照）。BCM は継続的に取り組むことが重要です。



業務継続の取組の流れ（BCM と BCP について）⁵⁾

児童福祉施設における業務継続ガイドラインより

2. 教育・訓練の実施

業務継続計画(BCP)に基づき、周知・教育や訓練を実施します。様々な災害を想定し、前回と異なる訓練を行いましょう。医療的ケア児は子どもの状態や特性により移動手段も様々です。子どもの状態や特性に合わせた移動手段を複数検討し、訓練ごとに別の移動手段を試みる等、計画内容を実践し、課題の把握、内容の更新をおこないましょう。

繰り返し訓練をすることによって、保育士、看護師等だけでなく医療的ケア児も災害時

の対処法が身に付き、発災時にも落ち着いて行動できるようになります。

3. 業務継続計画(BCP)の見直し・改善

業務継続計画(BCP)は訓練等の機会により課題を検討し、見直しを行いましょう。

見直しのタイミングは訓練等のほか、保育関係および医療関係の制度改定等があった際も対応方法を変更する必要があるか検討します。

保育所等での生活や訓練等から導き出された課題について、医療的ケア児の関係者・関係機関、訓練に参加した職員等も交えて話し合い、課題の解決方法を検討することが重要です。医療的ケア児は子どもの状態や特性により個別性の高い支援が求められます。検討した内容を BCP に盛り込むことにより、事前の対策で不足していた事項の改善を行い、BCP を子どもひとりひとりにあった対応策としていくことが重要です。

VII. おわりに

災害時において、医療的ケア児の命を守り、可能な限り早期に医療的ケア児の保育を実施するためには、まずは保育所全体の業務継続計画（BCP）を作成し、優先的に実施する業務を特定し、必要な資源（人材、設備、情報等）を整理すること、また、必要な資源が使えなくなった場合の対策を考えておく必要があります。その上で、医療的ケア児の命を守りながら保育を継続・早期再開するために、個別性の高い医療的ケア児ひとりひとりの状況に応じた記載を盛り込むことが求められます。

ただし、災害時には、保育所の職員自身も被災者となることもあります。保育所だけで十分な対応を取ることは難しい状況も想定されます。業務継続計画（BCP）の作成を通じて、地域の様々なパートナー（行政や保護者、医療機関、社会福祉協議会、民間支援団体、地域住民等）と、地域全体との関係性を構築しておくことが、平時の備えとして大切です。本ガイドラインを参考しながら、保育所と地域の実情に合った災害対応の在り方を、地域と共に考えていきましょう。

参考資料

- ・想定外から子どもを守る 保育施設のための防災ハンドブック（認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育所対象） 経済産業省
- ・平成 24 年 4 月 11 日 重症児者の防災ハンドブック
田中総一郎・菅井裕行・武山裕一 編著
- ・平成 27 年 2 月 大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針
内閣府（防災担当）
- ・令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業 事業報告書」
厚生労働省
- ・令和 2 年 12 月 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
厚生労働省
- ・令和 3 年 5 月（令和 4 年 9 月更新） 避難情報に関するガイドライン
内閣府（防災担当）
- ・令和 4 年 3 月 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水・雨水出水、高潮、土砂災害、津波） 国土交通省水管理・国土保全局
- ・令和 4 年 3 月 31 日 「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」
令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
厚生労働省